

【第53号 2018/6/1】

目次：

1. 領事・治安情報
2. 広報文化のお知らせ
3. 政治経済情勢

1. 領事・治安情報

●安全対策

○5月4日（金）午後5時00分頃、カリフォルニア地区にある商店において、拳銃を使用した強盗事件が発生しました。犯人は5人組の未成年者と思われる男性で、店内の商品や従業員の持ち物を奪って、逃走したとのこと。

○5月15日（火）の午後、サンタアナ地区において、タクシー運転手による幼児誘拐未遂事件が発生しました。被害者は親子（母及び娘二人）で子供たちを学校へ送るためにタクシーを利用していたところ、最初の目的地で母と一人の娘が降りた際に、タクシー運転手がもう一人の娘（6歳）を乗せたまま走り去ろうとしましたが、異変に気づいた通行人等の助けにより、被害者は無事保護され、犯人は当局に逮捕されました。

在留邦人の皆様におかれましては、日没前の時間帯に未成年者による拳銃強盗が発生する当地の治安情勢を再認識いただき、外出時は不必要な金品を持ち歩かないようにするとともに、万一、事件に遭遇した際は二次被害防止のため、抵抗することのないようにしてください。

また、犯罪被害予防の観点から、流しのタクシーの利用は控えるとともに、外出時は自家用車両または無線呼び出し方式によるタクシーを利用するようにしてください。外見上、車両に無線機のアンテナがついていたり、会社名が記載されていても、盗難被害にあったタクシーを犯罪者が使用しているケースもありますので、ご注意ください。

●第三国に渡航する際には「たびレジ」登録を

「たびレジ」は、あなたの安全な旅行をサポートする外務省の無料メール配信サービスです。お住まいの国で在留届を提出している方でも、別の国・地域に短期間渡航する際には、「たびレジ」に登録してください。登録すると、渡航先の大使館などから最新の安全情報が届くほか、緊急時には登録された情報をもとに安否を確認し、必要な支援を行います。

http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_campaign/

（3ヶ月以上の海外滞在予定の方は、ホームページ上又は大使館での「在留届」の提出をお願いします。）

●当国居住未成年者の出国時の諸注意について

お子様（18歳未満）を連れて日本に帰国するなど、当国を出国する場合、事前に準備すべき必要書類があります。

詳細は、下記をクリック。

http://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000374.html

●ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）

ハーグ条約についてご存じですか？

一方の親の同意なく、お子さんが国境を越えて海外に移動した場合、一定の要件を満たせばハーグ条約が適用されることとなります。その場合、お子さんは、原則、元いた国に戻されることとなります。詳しくは外務省のホームページをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

どうしても一方の親の同意なくお子さんと移動せざるを得ない場合、刑事訴追の可能性や出入国の可否を含め、きちんと情報収集の上、行動するようおすすめします。

お子さんの海外への移動、ハーグ条約についてご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

外務省ハーグ条約室： TEL: +81-(0)3-5501-8466; Email: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

2. 広報文化のお知らせ

●第7回全国日本語弁論大会

日時：6月2日（土）午後1時～

場所：日本人学校(Calle Anastasio Ruiz Marbella, Bella Vista, 地図は[こちら](#))

内容：パナマ人を始めとする外国人の日本語学習者による日本語弁論大会を実施します。皆さん応援に来てください。

●巡回展「マンガ・北斎・漫画ー現代日本マンガから見た『北斎漫画』」展

日時：6月下旬～7月下旬（月～土：9:00～17:00、日曜休館）

場所：国立図書館（Biblioteca Nacional オマール公園内）※入場無料

内容：浮世絵作品で世界的に有名な葛飾北斎は、現代マンガの起源と言われる『北斎漫画』の作者でもあります。本展では、現代のマンガと、江戸時代に生まれた『北斎漫画』との接点や相違点を提示し、日本のマンガ文化の魅力を紹介する展示となっております。

※本展示会の詳しい開催時期については、次回メルマガ及び当館ホームページ等でお知らせいたします。

3. 政治経済情勢

●バレーラ大統領の外遊

5月14日～18日にかけて、バレーラ大統領は、英国、イスラエル、パレスチナを訪問しました。訪問先の各国首脳と会談した他、イスラエルでは、同国との間での二国間自由貿易協定に署名がなされました。本協定は、パナマにとって中東の国と合意した初めての協定であり、イスラエルにとっては中南米の国と合意した3番目の協定となります。

●2018年4月以前の政治月報については、下記リンク先に掲載しております。

http://www.panama.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000022.html

※本メールマガジンに関するご意見・ご要望や、配信停止をご希望される方は、次のアドレスまでご連絡ください：consular@pn.mofa.go.jp

発行：在パナマ日本国大使館